

国民健康保険システム標準化検討会
第1回合同ワーキングチーム 議事概要

【日時】 令和5年8月24日（木） 13:30～15:00

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

若月 雅徳 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主事
丸 圭介 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 係長
今井 健貴 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保税グループ 主事
寺島 勇次 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保給付グループ 主任主事
佐藤 涼 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保給付グループ 主任主事
鈴木 寛之 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主査兼庶務係長（代理出席）
安田 信一郎 中野区区民部保険医療課資格賦課係 主事
夜久 平 中野区区民部保険医療課 主事
大盛 由香 都城市健康部保険年金課 副主幹
坂元 祐介 都城市健康部保険年金課 主事

三浦 裕和 株式会社 RKKCS 保険福祉システム部 部長
渡邊 毅 株式会社 TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長
小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部
石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー福祉国保情報サービス部
次長
石井 良介 行政システム九州株式会社 ソリューションサポート部 部長
岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 シニアプロフェッショナル
広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当
大村 周久 富士通 Japan 株式会社 ソリューション開発本部社会保障・フロントソリューション
事業部 シニアディレクター

（オブザーバー）

外圍 暖 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
統括官付参事官付参事官補佐
千葉 大右 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム

	地方業務標準化エキスパート
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
谷口 潤	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付主査
丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
小山内 崇矩	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
酒井 友徳	厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐
柴田 和美	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係（欠席）
杉山 勝治	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係（欠席）
佐藤 成也	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐（欠席）
巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長（欠席）

【次第】

1. 開会
2. 構成員紹介・挨拶
3. 座長挨拶
4. 第1回合同ワーキングチーム
5. 事務局からの連絡事項
6. 質疑応答
7. 閉会

【配布資料】

- 00_会議次第
- 出席者名簿一覧
- 【資料 No.1】第1回合同ワーキングチーム
- 【資料 No.1 別紙1】検討・課題事項一覧_国保
- 【資料 No.1 別紙2】（参考資料）帳票ユニバーサルデザイン対応ー帳票デザイン基本方針書ー
- 【資料 No.1 別紙3】指定都市要件に関する令和5年度検討事項
- 【資料 No.2】事務局からの連絡事項
- 【別添①】標準仕様書【第1.2版】（案）
- 【別添②】地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】（抜粋）

【ご意見概要】

＜資料No.1 p. 18 産前産後の保険料免除について＞

- 資料No.1 p. 18「被保険者の申請を基に、産前産後保険料免除の申請情報を登録・修正・削除・照会できること。」について、標準仕様書【第 1.2 版】（案）では資格管理に追加となっている。
しかし、保険料軽減の申請受付であること、また、軽減申請書（案）にも個人番号の記載欄があり、番号事務の根拠としては「国民健康保険税の賦課」、「国民健康保険料の賦課」であると考えするため、この点からも賦課管理への追加が適切ではないかと考えるが、いかがか。

→ 今回、資格管理に記載した理由は、以下の 2 点のとおりである。

- 現状の標準仕様書において、国保における申請関係の手続き（旧国保や非自発等）は資格管理で記載しており、システムとしては申請管理の一環として対象者を取り扱うと考えたこと。
- 異動連絡票の発行事務が、基本的には他市町村への転出入の異動にともなう手続きと同等に行われること。

資格管理・賦課管理のどちらに記載するかについては、根拠とともに改めて整理をさせていただく。

- 資料No.1 p. 17 産前産後の保険料免除について、運用フローにあるように、原則は被保険者からの届出により減額するとあるが、一方で対象者を把握できれば職権で減額してもよいという通知が出ている。
対象者を把握するためのシステム対応を検討しているため、標準仕様書には職権適用についての記載もお願いしたい。

→ 通知とは、8 月 14 日に厚生労働省から発出された本軽減制度に係る Q&A 及び条例参考例と思われる。運用フローには、被保険者からの申請が原則という考え方から「申請」と記載しているが、Q&A に基づけば職権適用も認められていることから、職権登録についても許容する記載に改める。

また、仕様の検討にあたり、この場で本制度の特徴的な部分の認識共有をしておきたい。

本制度については、政令第 29 条の 7 以降で規定する強制適用の軽減制度である。7・5・2 割軽減については、申請を待たず所得の状況によって職権で軽減することが認められているが、本制度では、市町村において被保険者の出産時の全てのケースを把握することが難しいため、申請が原則という制度設計がなされたという理解である。

市町村において出産の事実を把握する機会としては、母子手帳の発行、出生による国保の資格取得、もしくは出産育児一時金の支給等があるが、例えば海外での出産や、直接支払制度のないところで出産した場合等では、市町村において把握することが困難であるため、抜け漏れがないよう申請制度が用意されている。

以上のように、他の保険料軽減制度と違い、減免のような形で申請が必要であるというのが、本制度の特徴となっている。一方で、市町村において出産の事実を確認の上、職権登録するケースも考えられるため、機能要件の記載を改めさせていただく。

<資料No.1 p.8 帳票のユニバーサルデザインについて>

- 現在、デジタル庁において全体の横並びとしてユニバーサルデザインについて検討を行うというところまで着手できていない状況である。
まずは、令和5年3月公開された標準仕様書を踏まえ、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行を第一とし、BPRや改善等については、令和8年度以降に検討していきたい。

<資料 No.1 p.12 特定健診等について>

- 資料 No.1 p.12 課題欄に「特定健診等に係る機能要件について、いずれかの標準仕様書に規定されるまでの間、現行の国保システムに特定健診等に係る機能を実装している場合に限り、令和7年度以降も機能を利用することを許容」と記載がある。下段の方針（案）にもあるように、国保システムには特定健診等に係る機能はほぼない状況で、弊社に関しても健康管理システムの一部として実装しているが、この場合、「現行の国保システムに特定健診等に係る機能を実装している場合」に該当するのか。
また、国保システムに実装している場合に限った整理とした経緯といたしますか、健康管理システムへの実装では該当しないのか、方針等があれば教えてほしい。

→ 令和5年3月末の標準仕様書【第1.1版】公開時に皆様からのご意見を元に議論をさせていただき、健康管理システムに特定健診等の機能が多く実装されているという実態を踏まえ、国保システムに限らず、健康管理システムに実装している場合も利用を許容することとした。

資料 No.1 p.12 課題欄の記載を見直すとともに、標準仕様書の記載の確認を行い、必要に応じて見直しをさせていただく。

- 事務局からも説明があったように、特定健診等については自治体の国民健康保険の窓口の皆様が担当しているというより、健康管理の部署で具体的な事務を行っているところが多いのではないかと。今後、そういう部署とも連携しながら進めていただければと思う。
特定健診等の整理については、資料 No.2 のスケジュールに落とし込まれていないのか。

→ 特定健診等は、今後別会議体の立ち上げから動いていくというところもあり、スケジュールには落とし込めていない。

以上